項とし、同条第二十三項中「第二十一項」を「第二十二項」に、「第二十項」を「第二十一項」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十二項中「第二十項」を「第二十一項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十一項を同条第二十二項とし、同条第二十項中「第二条第十二号の七の三」を「第二条第十二号の七」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十九項中「同条の外国の法人税」を「同条第一項に規定する外国法人税」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十八項中「第九項」を「第十項」に、「第八項」を「第九項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十七項中「第二十七項」を「第二十八項」に改め、同項を同条第十六項中「第九項」を「第十項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十五項中「第九項第二号」を「第十項第二号」に改め、同項第二号中「第八項後段」を「第九項後段」に改め、同号イ中「第二十五項第一号」を「第二十六項第一号」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十四項中「第九項」を「第十項」に、「第十項」を「第十一項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十三項中「第九項」を「第十項」に、「第八項」を「第九項」に、「第十一項各号」を「第十二項各号」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十二項中「第九項」を「第十項」に、「第八項」を「第九項」に、「第十一項各号」を「第十二項各号」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項中「第九項」を「第十項」に改め、同項第三号中「第二十三項第三号」を「第二十四項第三号」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項第二号中「第二十二項第二号」を「第二十三項第二号」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「同法第二条第十二号の十四」を「同条第十二号の十四」に、「同法第二条第十二号の四」を「同条第十二号の四」に、「第十四項、第二十一項及び第二十四項」を「第十五項、第二十二項及び第二十五項」に改め、同項第一号中「第二十項」を「第二十一項」に、「同条第十二号の七の四」を「同条第十二号の七の二」に改め、同項を同条第十項とし、同条中第八項を第九項とし、第五項から第七項までを一項ずつ繰り下げ、第四項の次に次の一項を加える。

5　法第三百二十一条の八第二十四項に規定する地方法人税法第十二条第三項の控除の限度額で政令で定めるものは、法人税法施行令第百九十七条第五項第一号に規定する地方法人税の控除限度額とする。

第四十八条の十五の三第三項第四号及び第四十八条の十五の四第三項第四号中「五十万円」を「百万円を超え、かつ、当該猶予の期間が三月」に改める。

第四十九条の十二第一項第一号及び第四十九条の十三第一項第二号中「公益社団法人又は」を「公益社団法人」に改める。

第四十九条の十四を次のように改める。

第四十九条の十四　削除

第四十九条の十五の見出し及び同条第一項中「第三百四十八条第二項第十号の八」を「第三百四十八条第二項第十号の七」に改め、同項第一号中「公益社団法人又は」を「公益社団法人」に改め、同条第二項中「第三百四十八条第二項第十号の八」を「第三百四十八条第二項第十号の七」に改める。

第四十九条の十六（見出しを含む。）中「第三百四十八条第二項第十号の九」を「第三百四十八条第二項第十号の八」に改める。

第五十条中「第八条第二十七項」を「第八条第二十八項」に改める。

第五十一条中「本条」を「この条」に改め、同条第一号中「第九号」を「第十号」に改め、同条第二号中「第二十三条第一項第八号」を「第二十三条第一項第九号」に改め、同条第三号中「第八号」を「第九号」に改める。

第五十一条の十一中「第二十六条第一項第四号又は第五号」を「第二十六条第一項第七号又は第八号」に改め、同条第四号中「第二十六条第一項第四号」を「第二十六条第一項第七号」に改める。

第五十一条の十五の二第一項中「独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構が」を「国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構が」に、「独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構法」を「国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法」に、「まで及び」を「まで又は」に改め、同条第二項中「独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構」を「国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構」に改める。

第五十一条の十五の三中「独立行政法人水産総合研究センターが独立行政法人水産総合研究センター法」を「国立研究開発法人水産総合研究センターが国立研究開発法人水産総合研究センター法」に、「当該」を「これらの」に改める。

第五十一条の十五の四中「独立行政法人宇宙航空研究開発機構が独立行政法人宇宙航空研究開発機構法」を「国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構が国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法」に改める。

第五十一条の十五の五中「独立行政法人情報通信研究機構が独立行政法人情報通信研究機構法」を「国立研究開発法人情報通信研究機構が国立研究開発法人情報通信研究機構法」に改める。

第五十一条の十五の八中「独立行政法人医薬基盤研究所が独立行政法人医薬基盤研究所法（平成十六年法律第百三十五号）第十五条第一号イ」を「国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所が国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法第十五条第一項第一号イ若しくは第三号から第五号まで又は第二項」に、「当該」を「これらの」に改める。

第五十一条の十五の九中「独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法第十一条第一号」を「国立研究開発法人森林総合研究所が国立研究開発法人森林総合研究所法第十一条第一項第一号」に改め、「まで」の下に「又は第二項第一号」を加える。

第五十二条の三の二中「独立行政法人日本原子力研究開発機構が」を「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構が」に、「独立行政法人日本原子力研究開発機構法」を「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法」に改める。

第五十二条の八中「独立行政法人宇宙航空研究開発機構が」を「国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構が」に、「独立行政法人宇宙航空研究開発機構法」を「国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法」に改める。

第五十二条の九中「独立行政法人海洋研究開発機構が」を「国立研究開発法人海洋研究開発機構が」に、「独立行政法人海洋研究開発機構法」を「国立研究開発法人海洋研究開発機構法」に改める。

第五十二条の十の四中「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法」を「国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法」に改める。

第五十二条の十の五各号中「独立行政法人科学技術振興機構法」を「国立研究開発法人科学技術振興機構法」に改める。

第五十二条の十の六中「独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構」を「国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構」に改める。

第五十二条の十の十の次に次の二条を加える。

（法第三百四十九条の三第三十三項の政令で定める者）

第五十二条の十の十一　法第三百四十九条の三第三十三項に規定する政令で定める者は、公益社団法人、公益財団法人、農業協同組合、農業協同組合連合会、消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会とする。

（法第三百四十九条の三第三十四項の償却資産）

第五十二条の十の十二　法第三百四十九条の三第三十四項に規定する政令で定める償却資産は、国立研究開発法人日本医療研究開発機構法（平成二十六年法律第四十九号）第十六条第一号又は第二号に規定する業務のうち次に掲げるもので総務省令で定めるものの用に供する償却資産（事務所又は宿舎の用に供するものを除く。）とする。

一　医療分野の基礎研究又は医療分野の基盤的研究開発（医療分野の共通的な研究開発又は医療分野の研究開発であつて多数部門の協力を要する総合的なものをいう。）に係る業務

二　治験又は臨床研究に係る業務（その実施に要する費用について国から出資又は補助を受けて行われるものに限る。）

三　前二号に掲げるもののほか、企業化が困難な技術に関する医療分野の研究開発（その実施に要する費用の全額について国から出資又は補助を受けて行われるものに限る。）

第五十六条の二十六の五中「同条第三項第一号」の下に「及び第一号の二」を加える。

第五十六条の八十八の二第一項中「五十一万円」を「五十二万円」に改め、同条第二項中「十六万円」を「十七万円」に改め、同条第三項中「十四万円」を「十六万円」に改める。

第五十六条の八十九第一項中「四十五万円」を「四十七万円」に、「二十四万五千円」を「二十六万円」に改め、同条第二項中「基準は」を「政令で定める基準は」に改め、同項第二号ロ中「二十四万五千円」を「二十六万円」に改め、同号ハ中「四十五万円」を「四十七万円」に改める。